

平成31年3月

定例教育委員会議案

臼杵市教育委員会

平成31年3月定例会教育委員会付議議案 目次

報告第5号	専決処分の承認を求めることについて……………1 (教職員(小・中学校)の内申について)
第10号議案	教育委員会事務局の人事異動について……………2
第11号議案	臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の一部改正につい て……………3
第12号議案	臼杵市幼児教育推進協議会設置要綱の一部改正について……………5

第10号議案

教育委員会事務局の人事異動について

教育委員会事務局の人事異動について、臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成17年臼杵市教育委員会規則第6号）第1条第6号の規定に基づき議決を求める。

平成31年3月27日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋藤 克己

記

教育委員会事務局の人事異動について

平成31年3月31日及び平成31年4月1日付けで人事異動発令を次のように行う。

平成31年3月31日異動

新所属・職階名	氏名	旧所属・職階名

平成31年4月1日異動

別添のとおり

第 1 1 号議案

臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の一部改正 について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）
第 1 条第 2 号の規定に基づき議決を求める。

平成 3 1 年 3 月 2 7 日提出

臼杵市教育委員会教育長 斎 藤 克 己

臼杵市教育委員会告示第 2 号

臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱の一部を改正 する告示

臼杵市学校給食センター学校給食会計取扱要綱（平成 3 0 年臼杵市教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「当該月 2 0 日」を「当該月前月の 1 5 日正午」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、当該日前において、その最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日の正午までに提出するものとする。

第 6 条第 1 項第 3 号ア中「3 7, 4 0 0 円」を「3 1, 9 0 0 円」に改める。

第 9 条第 2 項前段中「欠食があった場合」の次に「(連続する欠食が始まった日の翌日から欠食が終わった日の前日までの間に臼杵市の休日を定める条例（平成 1 7 年臼杵市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日がある場合にあっては、当該市の休日を含んで 5 日以上である場合)」を加え、同項後段中「この場合において、」の次に「第 5 条第 2 項に規定する届出日については欠食日の取扱いを行わず、」を加える。

第 1 1 条第 1 項中「の申し出」を「から提出された生活管理指導表」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

給食数の申込み及び連続休暇における給食費還付の取扱い等に関する事項の改正が必要であるため。

第 1 2 号議案

臼杵市幼児教育推進協議会設置要綱の一部改正について

臼杵市教育長に対する事務委任規則（平成 1 7 年臼杵市教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 2 号の規定に基づき議決を求める。

平成 3 1 年 3 月 2 7 日提出

臼杵市教育委員会教育長 齋 藤 克 己

臼杵市教育委員会告示第 3 号

臼杵市幼児教育推進協議会設置要綱の一部を改正する告示

臼杵市幼児教育推進協議会設置要綱（平成 2 9 年臼杵市教育委員会告示第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「幼児教育アドバイザー」を「次の各号に掲げる者」に改め、同項に次の 2 号を加える。

- (1) 幼児教育アドバイザー 幼児教育や家庭教育等に関する知識や経験を有しており、第 1 条に示す方針・計画の趣旨に沿った幼児教育の充実を図るために、助言又は支援を行う者をいう。
- (2) 幼保小連携推進コーディネーター 幼児教育施設派遣研修を修了した者等で、かつ、研修の企画・実施又は幼保小連携の取組について助言又は広く情報の発信・提供を行うものをいう。

附 則

この告示は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

臼杵市の幼児教育の更なる推進を図るため、「幼保小連携推進コーディネーター」として配置するもの。